

2026年4月1日から

自転車の交通違反に 「青切符」が導入されます

交通反則通告制度

交通反則通告制度（いわゆる「青切符」制度）は、自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法ですが、自転車も車両の仲間として交通ルールの遵守を図るために、2026年4月1日から、自転車の一定の交通違反に「青切符」制度が導入されることとなりました。

対象は
16歳以上

対象となる違反は
110種類以上

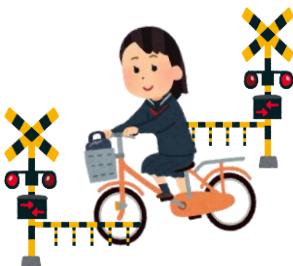
こんな違反は反則金の対象となります！

ながらスマホ



反則金12,000円

遮断踏切立入り



反則金7,000円

信号無視(赤色)



反則金 6,000円

通行区分違反

(車道の右側通行・歩道通行等)



一時不停止



無灯火



イヤホンの使用
(必要な音が聞こえないなどの場合)



並進・二人乗り



反則金 5,000円

反則金3,000円

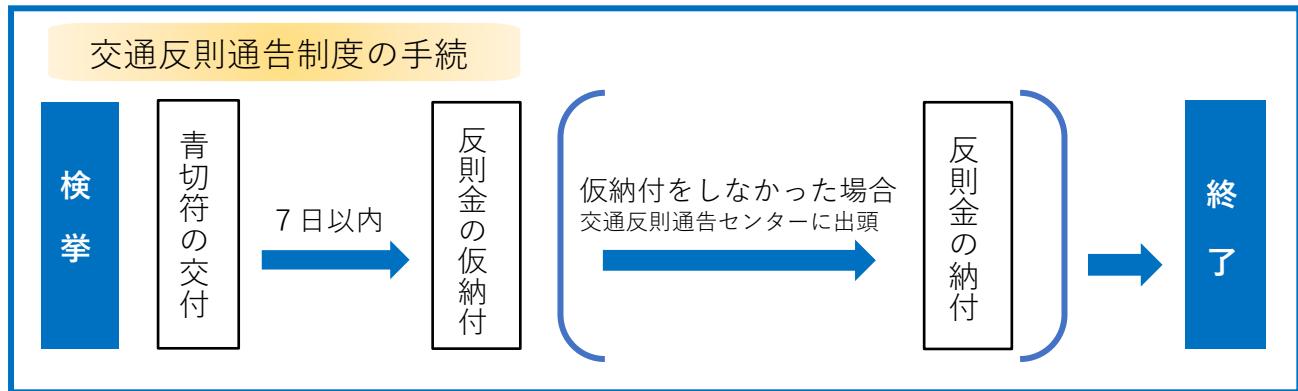
免許はなくてもドライバー
交通ルールを守りましょう！



交通反則通告制度とは？

交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）とは、交通違反をした際の手続を簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されます。

この時発行される交通反則通告書が、いわゆる「青切符」と呼ばれます。



★反則金が納付されない場合は、刑事手続に移行されます。

★酒酔い運転や妨害運転など重大な違反等は、刑事手続により処理されます。

自転車事故防止啓発動画の配信等について

三重県警察では、中学生・高校生の皆さんのお自転車乗用中の事故防止啓発動画の配信を行っています。

三重県警察公式YouTubeチャンネルで公開中ですので、是非ご覧ください。

【ミーくんが教える自転車の交通安全動画（4本・各15秒）】



反則金編



ながらスマホ編



一時停止編



ヘルメット着用編

また、三重県警察ホームページでは、本資料のほか、自転車の交通反則通告制度等に関する情報を掲載していますので、ご一読ください。

●三重県警察ホームページ内

「自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）について」

https://www.police.pref.mie.jp/information/information_25.html



自転車安全利用五則

自転車の基本的な交通ルールを確認しましょう！

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
車道通行をするときは、道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければいけません。

*普通自転車が歩道を通行できる場合

- ①「普通自転車歩道通行可」を示す道路標識や道路標示があるとき
- ②13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③道路工事等で車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、車道を通行すると事故の危険があるとき



普通自転車歩道通行可の標識

★歩道を通行できる場合は、歩道の中央から車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行しなければいけません。

★歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければいけません。

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

一時停止標識のある交差点では、停止線の直前で一時停止しなければいけません。一時停止標識のない交差点で安全が確認できない場合は、安全確認のために停止するか、十分に速度を落として進行しましょう。



夜間はライトを点灯



夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

飲酒運転は禁止

自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



ヘルメットを着用

自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が努力義務とされています。

自転車乗用中の死亡事故の多くが、頭部損傷によるものです。命を守るために、ヘルメットを正しく着用しましょう。

